

平成29年第7回（7月）
農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成29年7月7日(金)
開 会 10時00分 閉 会 10時25分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 15名

欠席委員数 0名

出席委員の氏名

是木	輝義	高原	孝幸
瀬口	勝美	宇佐	正人
井上	幸子	太田	克弘
樋口	翌	菊	啓治
奥家	信弘	守口	正典
賀部	正直		
是木	則幸	土屋	豊一
若山	清敏	畑田	英文

欠席委員の氏名 なし

4. 付議事項

議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請書について 1件

議案第15号 農地法第5条第1項許可の計画変更申請書について 1件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 赤尾 慎一、石丸 貴之、高尾 広篤

6. 会議の概要

事務局	委員の皆さんおはようございます。 皆様方には何かとお忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。それでは、ただ今より平成29年第7回7月総会を開催いたします。 それでは、開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。
是木会長	委員の皆さん、お忙しい中ご出席いただきまして、有難うございます。田植もほとんど終わっているようですが、皆様におかれましても体に十分気をつけていただきたいと思います。また、今回の委員さんの任期の最後の総会となります。3年間ご協力ありがとうございました。 それでは、ただいまから平成29年第7回(7月)の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名

事務局	<p>人には菊委員、守口委員のお二人を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。「議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請書について」を上程いたします。それでは事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは1ページをご覧ください。「議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請書について」です。この案件は譲渡契約に基づき農地の所有権移転を行う為の許可申請案件です。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">申請農地：吉富町大字土屋52番地</td> <td style="width: 10%;">田</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">845㎡</td> </tr> <tr> <td>吉富町大字土屋304番地2</td> <td>田</td> <td style="text-align: right;">835㎡</td> </tr> <tr> <td>吉富町大字土屋239番地1</td> <td>畑</td> <td style="text-align: right;">696㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">2,376㎡</td> </tr> </table> <p>譲渡人：広島県三原市本郷南〇丁目〇〇番〇〇号 T. M 譲受人：吉富町大字土屋〇〇〇番地〇〇 T. H (他議案内容朗読及びP1からP12説明)</p> <p>本申請は、農地法第3条許可の不許可要件の7項目のいずれにも該当せず、特にTさんは本町の認定農業者であり、本件申請者の農地所得後の経営面積は59,984㎡となり吉富町農地下限面積の30a以上の保有となり、農地は適正に耕作されております。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。</p>	申請農地：吉富町大字土屋52番地	田	845㎡	吉富町大字土屋304番地2	田	835㎡	吉富町大字土屋239番地1	畑	696㎡		計	2,376㎡
申請農地：吉富町大字土屋52番地	田	845㎡											
吉富町大字土屋304番地2	田	835㎡											
吉富町大字土屋239番地1	畑	696㎡											
	計	2,376㎡											
是木会長	<p>それでは、地元委員の土屋委員さん、申請地の状況や聞き取り内容などで何か補足説明がありましたらお願いします</p>												
土屋委員	<p>ただ今の事務局の説明のとおりでございます。本人より自分ではもう農業が出来ないし、遠方なので今回農地も処分したいとのことでした。また、この審査判定基準についてもなんら問題はないと思います。</p>												
是木会長	<p>土屋委員並びに事務局より説明がありました。</p> <p>ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします。</p>												
事務局	<p>今回の売買は、Tさんの息子さんが土屋240番1を購入するのとセットでの購入となっているようです。</p>												
是木会長 各委員	<p>他に何かありませんか。 (質疑なし)</p>												
是木会長	<p>ございませんようでしたら、議案第14号については承認することにご異議はございませんか。</p>												
各委員	<p>(異議なし)</p>												
是木会長	<p>それでは、議案第14号に関しては承認することと決めます。</p> <p>続きまして、「議案第15号 農地法第5条第1項許可の計画変更申請書について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p>												
事務局	<p>それでは13ページをご覧ください。「議案第15号 農地法第5条第1項許可の計画変更申請書について」です。この案件は、平</p>												

	<p>成 2 7 年 2 月 2 7 日 許 可 の 5 条 計 画 変 更 申 請 書 で す。</p> <p>(そ の 他 議 案 内 容 朗 読 及 び P 1 4 か ら P 1 8 説 明)</p> <p>申 請 当 時 は 9 区 画 の 建 売 分 譲 で 申 請 し 許 可 さ れ ま し た が 、 そ の 後 楡 生 1 7 6 番 7 の 1 区 画 に つ い て は 、 宅 地 の 購 入 は 終 わ っ て い ま す が 、 県 の 確 認 に よ り 住 宅 建 設 に つ き ま し て は 当 分 の 間 住 宅 建 築 予 定 が な い と い う こ と な の で 、 今 回 県 の 指 導 に よ り 、 1 区 画 を 取 り 下 げ て 住 宅 建 築 時 に 再 度 5 条 申 請 を 行 う と い う こ と に な り ま し た 。 そ の た め の 計 画 変 更 申 請 と な っ て い ま す 。 以 上 で 説 明 を 終 わ り ま す 。 よ ろ し く ご 審 議 願 い ま す 。</p>
是木会長	<p>そ れ で は 、 地 元 委 員 の 樋 口 委 員 さ ん 、 申 請 地 の 状 況 や 聞 き 取 り 内 容 な ど で 何 か 補 足 説 明 が あ り ま し た ら お 願 い し ま す</p>
樋口委員	<p>た だ 今 の 事 務 局 の 説 明 の と お り で ご ざ い ま す 。 5 条 申 請 時 の 買 取 条 件 付 き で の 転 用 と な っ て い る よ う で す 。</p>
是木会長	<p>樋 口 委 員 並 び に 事 務 局 よ り 説 明 が あ り ま し た 。</p> <p>た だ 今 よ り 質 疑 を 受 け た い と い い ま す 。 発 言 の あ る 方 は 挙 手 お 願 い し ま す 。</p>
事務局	<p>現 況 は 畑 と し て 使 用 し て い ま す 。</p>
若山委員	<p>誰 が 作 っ て い る の か ？</p>
事務局	<p>M さ ん で す 。</p>
高原委員	<p>宅 地 を 農 地 に 戻 す の か ？</p>
事務局	<p>県 に 確 認 し た と こ ろ 、 住 宅 建 築 時 に 再 度 5 条 申 請 を 提 出 さ せ る そ う で す 。</p>
高原委員	<p>課 税 の 状 況 は ど う な っ て い る の か ？</p>
事務局	<p>宅 地 で 課 税 さ れ て い ま す 。</p>
是木会長	<p>他 に 何 か あ り ま せ ん か 。</p>
各委員	<p>(質 疑 な し)</p>
是木会長	<p>ご ざ い ま せ ん よ う で し た ら 、 議 案 第 1 5 号 に つ い て は 承 認 す る こ と に ご 異 議 は ご ざ い ま せ ん か 。</p>
各委員	<p>(異 議 な し)</p>
是木会長	<p>そ れ で は 、 議 案 第 1 5 号 に 関 し て は 承 認 す る こ と と 決 し ま す 。</p>
	<p>で は 、 次 に 報 告 事 項 が あ り ま す 。 「 農 地 法 第 1 8 条 第 6 項 の 規 定 に よ る 通 知 に つ い て 」 で あ り ま す 。</p>
事務局	<p>事 務 局 よ り 説 明 を お 願 い い た し ま す 。</p> <p>そ れ で は 1 9 ペ ー ジ を ご 覧 く だ さ い 。 「 農 地 法 第 1 8 条 第 6 項 の 規 定 に よ る 通 知 に つ い て 」 で す 。 利 用 権 等 の 合 意 解 約 と な り ま す 。</p> <p>番 号 1 で す が 、 T . M さ ん と T . H さ ん の 6 年 間 の 利 用 権 で す が 、 先 ほ ど の 3 条 所 有 権 移 転 に 伴 う 合 意 解 約 で す 。</p> <p>次 に 番 号 2 で す が 、 T . M さ ん と U . Y さ ん の 3 年 間 の 利 用 権 で す が 、 先 ほ ど の 3 条 所 有 権 移 転 に 伴 う 合 意 解 約 で す 。</p> <p>最 後 に 番 号 3 で す が 、 G . Y さ ん と T . S さ ん の 永 小 作 権 で す が 、 借 手 か ら の 申 出 に よ る 合 意 解 約 で す 。</p>

是木会長	事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はありませんか
各委員	(質疑なし)
是木会長	本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換となっていますがなにかありませんか？
各委員	(各地区内での情報交換)
是木会長	その他特になければ次回の総会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。
事務局	予定どおり、8月10日(木)10:00からこの場所での開催を提案しますがどうでしょうか。
各委員	(異議なし)
是木会長	それでは、これをもちまして平成29年第7回(7月)総会を閉会いたします。お疲れ様でした。
	10時25分 閉会